

資料 2-2 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害福祉サービス事業所等における利益供与等の禁止の徹底について

指定障害福祉サービス事業所等においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第 38 条等により、下記のとおり、利益供与について禁止されておりますので、事業の実施にあたり、ご注意くださいようお願いします。

なお、当該禁止事項に違反している状況が確認された場合は、指定の取消し等の指導の対象となりますのでご注意ください。

1 利益供与等の禁止の徹底

- ① 障害福祉サービス事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定就労系サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ② 障害福祉サービス事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- ③ 当該規定は、全ての障害福祉サービス事業者が遵守するものであるが、就労系の障害福祉サービス事業者（就労移行支援・就労継続支援）については、特に障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行ってはならない。

2 具体例

- ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した者及び紹介された者に金品等を授与すること。
- ・障害福祉サービスの利用を通じて雇用されるに至った者に対し、祝い金を授与すること。
- ・障害福祉サービスの利用開始時に利用者に祝い金を授与すること。
- ・障害福祉サービス利用者に対して皆勤賞等の祝い金を授与すること。
- ・利用者の就職を斡旋した事業所に対し、謝礼等の金品の授与を行うこと。
- ・教材費や就労支援金など、利用者に対して一律に金品を授与すること。 など

3 やむを得ない場合の対応について

利用者支援において、必要不可欠であり、利用者に金品を授与する以外に代替策がない場合など、やむを得ず利用者に対し金品の授与を行う必要性がある場合は、**必ず事前に千葉市障害福祉サービス課までご相談ください。**その上で、当該金品の授与が利益供与等にあたらないことを客観的に説明できるよう、**以下のような対応をお願いします。**

- ・利用者の個別支援計画に位置付けること。（支援上必要な理由等を具体的に記載すること。）

- ・必要最低限の金品の授受であること。
- ・当該金品の授与が利用者の支援に真に効果的であること、また、その程度が最低限度であることを説明できる資料及び記録等を整備しておくこと。
- ・当該金品の用途及び金額を把握し、挙証資料（領収書等）を記録として残しておくこと。

4 相談・問い合わせ先

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 障害福祉サービス課 施設支援班

TEL：043-245-5174

FAX：043-245-5630

電子メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp